

・福岡県外の公立学校在籍者用
・国立高等専門学校等在籍者用

**返還
不要**

授業料以外の教育費を支援！

高校生等 奨学給付金

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

特に「家計急変」に該当する場合は、事前に御準備をお願いします。

※所得など複数の要件があります。要件に該当する方のみ支給の対象です。

※この高校生等奨学給付金は、生活保護における収入認定から除外されます。

家計急変の場合

どんな人が対象？

**離職などにより家計が急変
した世帯**

2 詳しくは
ページへ

通常の場合

どんな人が対象？

**生活保護(生業扶助)受給者、
または、非課税の世帯**

3 詳しくは
ページへ



問合せ先

福岡県教育庁教育総務部財務課学校予算係 電話092-643-3866

家計急変の場合

申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、**在籍する学校を経由して福岡県**に申請書等を提出する必要があります。

下記提出書類を学校の事務室に提出してください。

提出書類

項 目	書 類
① 高校生等奨学給付金 (家計急変) 受給申請書	様式1 (その3-1)
② 家計が急変したことを 証するもの※1	<給与所得がある場合> ○家計急変後の給与明細書3ヶ月分※2 ○直近の賞与の明細書 <自営業の場合> ○家計急変後3ヶ月分※2の月別の控除前所得、経費額が分かる書類 ○直近の確定申告書の写し <離職の場合> ○離職証明書や雇用保険受給資格者証など 離職日が確認できる書類
③ その他必要書類	<全員提出が必要なもの> ○提出書類チェックリスト ○令和5年度分課税証明書 ※源泉徴収票は不可 ○申立書 ○家庭調書 ○在学証明書(様式2) ※在学する学校に提出し、証明を受けてください。 ○健康保険証の写し(高校生等本人以外に兄弟姉妹 がおり、年間給付額が143,700円となる世帯のみ※3) ○扶養申立書(高校生等本人以外に兄弟姉妹がおり、 国民健康保険証を有する場合) ○債権者登録申出書(既に登録していて、登録内容に変 更がない方は提出不要) <該当者のみ提出が必要なもの> ○委任状(高校生等奨学給付金と学校徴収金等の 相殺を希望する場合)

※1 保護者等全員分を提出してください。

※2 「3ヶ月分」には基準日を含む急変後3ヶ月分の書類

※3 高校生等本人分と基準日現在で15歳(中学生を除く)以上23歳未満の被扶養者及び23歳以上の高校生等のうちいずれか1名分(計2名分)を提出

申請受付期限

2/29

申請を希望する場合は、

1 ページの問合せ先へ事前にご連絡ください。

※新入生について、家計の急変による前倒し申請(4~6月分)の支給を受けた場合も、本申請(7~3月分)の支給を受けるためには、7月以降に再度申請をする必要があります。

通常の場合

申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、**在籍する学校を経由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。**
下記提出書類を学校の事務室に提出してください。

提出書類

項 目	書 類
①高校生等奨学給付金受給申請書	様式1（その2-1）
②7月1日現在の世帯状況が分かる書類	<生活保護を受給されている場合> ○7月1日現在、生活保護を受給していることが分かる書類※1 <生活保護を受給されておらず、高校生等本人以外に兄弟姉妹がいる場合> ○健康保険証の写し （高校生等本人以外に兄弟姉妹がおり、年間給付額が143,700円となる世帯のみ※2） ○扶養申立書（国民健康保険証の場合のみ）
③その他必要書類	<全員提出が必要なもの> ○提出書類チェックリスト ○在学証明書（様式2） ※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。 ○令和5年度分課税証明書 ○債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要） <該当者のみ提出が必要なもの> ○委任状（高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合）

※1生徒本人が生業扶助を受給していることが分かる書類

※2高校生等本人分と7月1日現在で15歳（中学生を除く）以上23歳未満の被扶養者及び23歳以上の高校生等のうちいずれか1名分（計2名分）を提出

申請受付期限

2/29

申請を希望する場合は、

1 ページの問合せ先へ事前にご連絡ください。

※新入生について、通常の前倒し申請（4～6月分）の支給を受けた場合も、本申請（7～3月分）の支給を受けるためには、7月以降に再度申請をする必要があります。

Q&A

高校生等奨学給付金 よくある質問

Q1 離婚し、世帯収入が減少しましたが、申請できますか？

家計急変により世帯収入が減少していれば、申請は可能です。

ただし、所得の状況により、給付金が支給されない場合もあります。

※ 2 ページ「対象世帯②」参照

Q3 給付金は、全額振り込まれますか？

学校にお支払いいただく校納金がある場合には、校納金を差し引いた金額が振り込まれることがあります。

ご理解いただきますようお願いいたします。

Q5 前倒し申請をしたら、本申請は不要ですか？

前倒し申請（4～6月分）が認定された場合でも、本申請（7～3月分）は必要です。

Q2 他の奨学金を受給していますが、併用はできますか？

高校生等奨学給付金は他の奨学金との併用を認めています。

しかし、併用先の奨学金制度が併用を認めていないことがありますので、併用先の奨学金制度を十分確認してください。

Q4 申請書はどこでもらえますか？

福岡県教育委員会のホームページ
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syougakukyuuuhukin.html>) からダウンロードしてご利用ください。
ご自宅のインターネット環境が整っていない場合は、1 ページに記載の問合せ先までご連絡ください。

Q6 どこに提出すればいいですか？

在籍する学校を経由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。